八月十七日以上、戊辰崎陽記、要聽草、

通航一覽卷之二百五十八　終

通航一覽卷之二百五十九

諳厄利亞國部八

○狼藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年八月十七日、檢使諳厄利亞船に赴き、出帆を申渡す、浦觸沖廻り等の事は、奉行兼て沙汰せり、此日未刻に及ひて出帆せしか、帆かけ見隱るにより、在國在邑の大名其外に達し、人數も其塲を引とらしめ畢、時に深堀當番松平鍋島肥前守の人數、燒討の備整之るよし屆あり、

文化五戊辰年八月十七日

一今十七日寅の上刻、御用狀差立る、

一五島大和守、異船渡來に付御用之儀も有之候はは、可被仰聞被申來、

一同甲斐守旅中迄、（按するに、長崎奉行曲淵甲斐守、當時旅中にあり、）刻付町使差立る、

一同主膳正（按するに、御勘定奉行、）刻付町使差立る、

一諫早豐前（按するに、松平肥前守家人なり、此他載するところの人名、奉行手附其外地役通事等を出されば、逐々按注を加へず、）人數到着屆け有之、豐前儀者病氣之由、不罷出段屆け申出る、

一福岡（按するに、筑前國主松平官兵衛城地なり、）聞役花房久七、爲交代罷出候處、此節之儀に付兩人共相詰罷在候段、久七差添罷越申聞、御逢有之、

一頭取乙名とも申聞候趣有之に付、乙名とも呼出、婦人遊山舟は勿論、漁師たりとも女子は不差出候樣申渡、

一右同斷、御代官手代呼出し申渡、

一右同斷、船改方へも申渡し、見廻申付る、

一エンゲレス船出帆申渡檢使中村繼次郎、菅谷保次郎、尤御番所へ立寄、萬一致亂妨候はゝ打拂可申手筈申達、夫より本船へ可相越旨、尤横文字爲相認持參、自船を（按するに、自船詳ならず、）相渡候積、

但、異船へ望之品々差遣候節、半不足之處、約定之通一品たりとも於不足、湊內其儘にては出帆不致候間、早々相調候にと申越、夫に而は譬出帆申付候とも、出帆致すましくやと存、何れも案事居候處、夕八ツ時頃少し計風出候と、直にくるくると船を廻し、帆を三つかけ、矢の如くに出帆、野母迄の七里の間は帆三つ、野母より五島迄帆五つ、五島浦より帆十かけ、忽ち帆かけ見隱し申候、始め約束之品一品たりとも於不足者、出帆者不致と計を殘し候事と被存候、

一諸家聞役一同呼出し、大浦觸相達す、

一盜賊方、船改方、隱密方、沖廻り申付、

一小瀨戸（按するに、肥前國松浦郡に屬す、自餘地名數所あり、みな長崎近傍にして、同郡なれは下悉注せず、）遠見番より、申の中刻申の方へ中り、帆かけ見隱し候段、申の下刻頃屆申出る、

一右に付、諸家聞役一同呼出し、帆影見隱し候段、遠見番より申出候間、其旨在國在邑夫々可申遣旨申渡、

一大村家固め之者、引取候樣相達、

一高木作左衞門同道之助引取候樣、手代呼出し相達、

一調役町年寄右同斷、

一御役所詰後藤惣太郎へ申達、諸向出方夫々引取候樣可申達旨申渡、夜中又は翌朝迄に引取候積にて、夕方迄に引取、追々屆け有之候、

一帆影見隱し候に付、地役人一同帶刀今日限り、明日より平日之通可相心得旨、向々へ申渡、

一御役所詰惣太郎へも申渡、（長崎御使所用部屋日記）上條德右衞門

右本文之通、甲斐守へ引次に相成候間、御代官御勘定方其外一同へ爲見、三名に認め可差出所、忠左衞門儀者、一向御用向取扱不申故除名致候樣、幸八郎儀も御番所へ罷越、委細不存候間除名致呉候樣にと任申、一名に而書出し申候、甲斐守着いたし候と手當等もいたし置候やと被相尋、下書之儘に而宜候間、早々爲見候樣にと申聞る、此度之一條者、評定所に相成候と誰云となく、專ら沙汰有之候、

但、右一名日記其儘に而、甲斐守跡調書面相添、

江戸伺に相成候由、

右之書面、在所に罷在候老父三休、長崎大變と承り候はゝ、心配可有之と存し上下裁切り、下書之下書を其儘に而差遣し置候處、今未年病氣にて、信州松本在山家に湯治いたし候に付相糺候處、右之書付出候に付、長崎表開國以來之大變故、本文之外覺居候事とも取交認置申候、尤先年歸府之砌、巨細となく諸書物取認、エンゲレス船之圖迄も、畫工に申付相認持參、養子松平伊織へ差出候、其頃密々大目付中川飛驒守、三木新左衞門と申者家老勤之者差越、主人内々被相尋度儀も有之に付、近日之内可申入間、兼而左樣御心得有之候樣にと申聞る、定而今度之一條被相尋候事と存し、伊織へ差出置候諸書付下け候樣にと申渡候處、何れへ歟紛失いたし見え不申と相斷、下け不申、多日之心配も水之泡、誠に歎かわしき人物なり、

一右出帆之樣子、樓上より奉行の跡に付望見せしに、船は速に走り出、奉行は遺恨面色に顯れ、卽刻樓を下られ候故、跡に付居間へ參り、扨無滯出帆も相濟申候、乍去、始め御用狀にも、品により燒打可致との儀にも候へ者、無事の出帆無慙なれと、全く兩家時節を計り人數引取、火船等も不相調、無是非次第、於御役所者、かぴたん内意より諸事手當致し、在國在邑諸達し、夫より臺場備方、軍船手當、出帆浦觸、其外一つとして、御手拔は無之候へ者、燒打不致は是非なき次第なりと諷諫いたし候へは、其方萬端骨折なり、歸府之上者、御持御先手への轉役と心得候なりと、頻りに御詫狀を認められし、

一關傳之丞より、異國船今十七日午中刻出帆いたし候に付、御番船伊王島邊より相守罷在候段、深堀役人共より申越候段御屆、

一右同人申聞候者、昨夜御差圖有之異船燒打手當之儀、直に深堀に而火船之仕組急度相整、其段御屆可申上と存居候内、不及夫之旨追々被仰達候に付、其儘に而差控候旨書付差出す、

一右同人、昨日御尋御座候燒打手續、神崎高鉾等之山上より火矢打續け、自然引拂致出帆候期にも移り合候之節者、陰の尾山、或は神島、伊王島等ゟ、兼而備置候火矢石火矢等打續け、船より追討に仕候段書付差出す、（長崎祕記）

文化五年八月十八日或書狀

一當月十五日夕方渡來之異國船、昨十七日歸帆被仰付候に付、御領内浦々被入御念候樣、御達書被相渡候故、則飛船取仕立方之及手當候處、又々御呼出に而、右船中之方ゟ乘行、七ツ過に者帆影も不相見候段、遠見方より申出、跡船等も無御座候に付、猶又此末御國々より、人數組等被差出候御手配不被及候間、其段御國々可申越旨、十四ヶ所（按するに、長崎防禦の大名十四家なり、）聞役一統ゟ被仰聞候、右に付而者、湊内幷市中諸所御堅めも御引取に相成候に付、御藏屋敷之取締も昨夜より引取申候、右之段、今日茂木より飛船を以、御用人方ゟ相付申上候、

一右異國船何國之ものと申儀者、慥に相知不申候、實はエゲレス大國之賊船と申事歟に御座候得共、エゲレス之儀は、日本渡海御禁止之國に候得者、表向之取沙汰無之、異國船に而相濟申候、右船乘組人數三百五十人と申事に御座候、船中に者積荷物等も無之、空船に而石火矢數多乘せ居候由、

同月十九日、松平肥前守（按するに、肥前國主、）御屆

八月十七日、異船歸帆被申渡候由、領内念入候樣書付を以被相達候、尤出帆之節、守衞見送り船等之儀は、例年異國船出帆と畢竟相心得、勿論浦々に而不法等之儀有之候はゝ、何方にても石火矢を以可相碎之旨、且又一昨十七日、右船出帆致し、同日帆影見隱候に付、爲警衞差出置候家老諫早豐前、其外出張之人數引取候樣、松平圖書頭より申遣され候に付引取候段、旁彼地差置候家來ともへ被相達候段、追々申越承知仕候、依之私儀も不罷越候、此段御屆申上候、以上、

八月十九日　松平肥前守

同月廿日、黒田甲斐守（按するに、肥前國秋月の城主、）書狀

一筆致啓上候、於長崎去十五日異國船一艘渡來に付、拙者儀、松平官兵衛名代彼地見廻として可罷越旨、松平圖書頭殿より以使者申達、今日在所致發足候、折柄去十七日圖書頭殿ゟ、長崎ゟ遣置候官兵衛家來之者被相呼、此度入津之異國船歸帆被申渡候間、領内浦々入念候樣以書付被相達、且同夜中又々官兵衛家來被相呼、右異國船神崎沖手ゟ暫相居候處、同日出帆、申之剋申之方に帆隱候注進有之候に付、此番方人數、最早差越候に不及旨被相達候段、追々致承知候、右之通帆影も見隱候に付、拙者儀彼地爲見廻罷越候儀者差控候、此段御老中迄以飛札申上候に付、用飛札候、恐惶謹言、

八月廿日　黒田甲斐守名乘判

兩宛人々御中〇

同月廿七日、長崎出或書狀

一八月十七日沖異國船出拂候節者、御役所之火之見臺高き物見より、圖書頭殿異國船帆をかけ候を遙に被致見分、飛上り〳〵殘念かり、小身にて箇樣なる重き御役職御請申上候段、今更後悔被申、齒を噛しはり落涙にて、殘念がられ候よし、

但、一異國船ゟ被奪取候紅毛人兩人ゟ、異國人申聞候趣之書付一通、一紅毛人より、御平和之御取扱を願出候書付一通、一異國船より差出候橫文字之和解一通、

右之通相添、卽時に記す、（按するに、此和解三通に、前册に載す、〇以上、視聽草、文化戊辰長崎異事錄〇按するに、此他書狀類若干あり、大同小異なれば省く、）

文化五年九月二日、松平主殿頭（按するに、肥前國島原の城主、）御　屆

去月十五日長崎沖ゟ渡來る異國船、跡船も有之候はゝ、猶亦可及沙汰旨申達候處、最早歸帆申付、當湊出帆致候間、人數手當に不及候、尤帆影等も見隱し候由、彼地差置候家來之者ゟ、松平圖書頭相達候旨、在所より申越候、此段申上候、以上、

九月二日　松平主殿頭（文化戊辰長崎異事錄、）

此日大村上總介人數をひきいて着津す、異船既に出帆すれとも、奉行指圖によりて暫時波戸場を固む、

文化五年八月十七日

一大村上總介着崎、爲對話可被罷出旨、聞役松浦鐵十郎申出る、

一右同人西役所ゟ被出、於居間御逢、卽刻退去、

但、當人は麻上下、總供不殘陣羽織着用也、

一右鐵十郎罷出、人數追々罷出候間、固め場御差圖被下候樣申聞、波戸場固め可申旨相達す、

一大村上總介聞役松浦鐵十郎、左之面々同道御役所へ罷出、最早歸帆も被仰出候事故、波戸場詰方如何可仕哉と申聞候處、早々相備候樣申渡、

士大將　大村右近

用人　大村永學

物頭　松田土佐之允

但、出帆後之備方も如何之樣に者候得共、早速出張被相備候段、言上に相成候に付、右之通被申付、

右に付追而御調之上御褒美有之候、（長崎聽記、）

文化五年八月十七日或風說書、

八月十七日午上刻頃、大村樣御出陣御座候得共、最早出帆跡之儀に付、一往波戸場に而御陣揃有之、一時計御備被立置、無程御歸城に而御座候、夫より地役之出張も追々被引拂候、

同月十八日、長崎出或書狀

大村上總介樣、昨十七日御奉行所ゟ麻袴に而被成御出候、御供廻り都而陣羽織着用に御座候、大波戸幷大浦兩所、御同人樣御固め、美々敷事に而、御小家に者何も能御行屆、手數相揃居候、以上、

但、公方樣御機嫌御伺に付、大村樣に者麻袴御着用、

八月十八日

同日、或書上

大村上總介樣に者、昨十七日七ツ過長崎御着、直に御奉行所ゟ御出御座候得共、最早異國船出帆跡故、御屋敷ゟ御引取、乍去先手之物頭組者、大波戸ゟ出張幕張に而備居候、頭役之向者總而陣羽織、野袴、具足箱一つ宛、足輕幷供廻りは半てん目印羽織、上總介樣に者御上下に而、御供廻りは陣羽織、野袴に而御座候、御家老は馬上に而陣羽織、手廻り二十人餘と相見え申候、大村樣御奉行所へ御出之節者、私共も大波戸に出張居候而、御役所ゟ罷出候に付、能見屆申候、以上、（視聽草、）

文化五年八月十七日、大村上總介（按するに、肥前國大村の城主、）御屆

口上覺

昨十六日申上候長崎表ゟ渡來之異國船、其儘ニ難差置舟故、同夜中燒碎き候積ニ付、松平圖書頭ニ者其場ゟ出張仕、長崎表御奉行所明き候ニ付、私儀甲冑支度ニ而罷越、御奉行所相守候樣、彼地ニ差置候家來之者ゟ、圖書頭より被相達候段申越、今子中刻承知仕候、依之早速支度、領内時津ゟ渡海罷越候積りニ而、今曉寅刻出船仕候、此段御屆申上候、以上、

八月十七日　大村上總介

右者、九月朔日侍飛脚酉刻過到來ニ付、亥上刻御用番御同所樣ゟ、（拔するに、老中土井大炊頭利厚、）笠坊八助早乘之心得ニ而罷出候、御取次同人ゟ相渡す、御落手、尤桑名渡相成兼、且大井川、藤川差支ニ付、延引之段取次ゟ申斷、

同月十八日、同斷

口上覺

最前御屆申上候通、今度長崎表ゟ異國船渡來ニ付而、私之領内時津渡海長崎ゟ罷越候積りニ而、昨十七日曉寅刻出船仕候處、風波强相成候へ共、押而相渡、同日午刻時津ゟ着船之處、異國船燒潰之儀ハ被相止候段承知仕候ニ付而、着服相改、巳刻同所發足、未刻過長崎藏屋敷ゟ到着、追々御役所ゟ罷出、松平圖書頭對談仕候處、右船致出帆、外ニ相變儀無御座候旨被申聞候、此段御屆申上候、以上、

八月八日　大村上總介

同月十九日、同斷

口上覺

去る十五日長崎表ゟ異國船到來ニ付而、陸地固め且船手之人數差出置候處、右船出帆ニて帆影等も見隱候ニ付而、固人數船手共ニ引拂候樣、彼地ゟ差置候私家來之者ゟ、松平圖書頭被申聞候、依之追追人數共引取申候、此段御屆申上候、以上、

八月十九日　大村上總介

右は、九月七日御用番土井大炊頭樣ゟ、八助罷越御屆、（以上、文化戊辰長崎異事錄、）

此夜、奉行松平圖書頭、江戶注進狀及ひ五ヶ條の書付を書し、遂に自盡す、こは異船所置の無狀たるを謝し奉るなり、御黑印御下知書等は、同人家人より同役曲淵甲斐守に渡す、（前條諳厄利亞船出帆の條、其外長崎祕記に、圖書頭より甲斐守旅中まで御用狀急使差立し旨、しばく見え、また此條同書を閱するに、同人旅中より引返し、圖書頭事ありし頃、長崎に巡着せし事著し、よて今斷して本文を記す、）

文化五年八月十七日

一異船出帆も相濟明日差立候御用狀、取調掛り手附熊谷與十郎、於呈書之間相認め、於居間者德右衞門舊記見合罷在候處、奉行忽ち筆を置、德右衞門の前に來り、膝を押へ不思議の緣でと計にて平伏落涙、德右衞門儀も、はつと計り、御用にも立不申と言も畢らす胸塞かり、共に落涙數行、異船打洩したる殘念徹骨髓、一身燒かことし、

一夏日御用向に勞れなからも、人より遲く引て休息の間もなく忙しかりし夜毎に呼はれて、温公の通鑑を回讀せしか、蚊にさゝれて難儀なりし、其人人足立梅榮、渡邊平藏と、僕となり、梅榮、平藏毎度議論に長し喧しく、鎭臺被怒候事もありて、その夜は會讀止たりし、存し出せは皆遺恨の事ともなり、一七月中旬歟、夜半頃御寢所へ、大石なと落たる樣之響いたし候て、宿直の諸士四五人一同急に襖を明け、御寢所窺ひ候得と、何の樣子もなし、

一御奉行酒をも少し用ひたれは、時々三人を召呼はれて、宵の間は四方山の物語雜談有しか、御留守宅の噺はなし、附合之俳諧なとも有し、忠左衞門よく戀句を附たりしか、夫は古句よ古句よといつも笑はれし、手附給人其外諸士も、幾度となく酒食賜はりぬ、是等は御奉行心得有し事と聞ゆ、

一或時通詞ゟ申付、程赤城自用之長砂紙を取寄たるに、奉行承りて見せ候樣にと申され、持出て色合之鮮紅なる又なく候なとゝ、何心なく申演たるに、奉行面色を正し、以來館内ゟ用向於有之者、自分ゟ申聞其上にて申付候樣にと、前後なき怒りに逢ぬ、誰人か私する樣に讒せしと見ゆ、

一唐紅毛取扱高橋忠左衞門引請之事に而、何用とも通詞ゟ及引合候處、聯を申付候樣にと有しを、蓮子と心得、蓮實御用に付早々館内致吟味候樣、平野善次右衞門、彭城昌十郎へ申渡、兩人無覺束存しなから承り合せ、蓮子無之段忠左衞門ゟ相斷候よし、是迄代々右體之御用向も無之よし、德右衞門ゟ申聞候間、奉行手元承り合候處、聯の間違なり、奉行殊の外赤面致され候由、其後か唐方掛け合も被申付、渡來之船貨目錄、書籍銘取調、聖堂元向井元仲、懸け合諸書もの、彫刻取扱利瑪竇等の事を除き、堅瓠集も此時より始而商買相成申候、

一出立前より沙汰も有之しか、且安方も別段心得候て、既に御船頭共御代官を相手取、積年之願筋あり、於御用談所度々呼出し相糺、大體調も相濟候に付、奉行自身引次之都に入置申候、

一横家より安南其外、格別豊饒の地より別商法を取立、今一段之御益を計り、蝦夷地御開國之雜費を償ひ可申と申來る、御密々之事なれ共、商法に付存寄尋られし事も有し、是等は皆自身引次之部なり、

一葉月始め之事歟、沖の方より御陣屋うしろ永昌寺山をさして、大なる光り物、雷のごとく山谷へ響き鳴渡り、彼境内に落たり、市中なども、いか成事哉とあやしみ候よし、家中も先夜の音といゝ、此夜の光りものといひ、ひそ〳〵さゝやき候なり、

一鎭臺行儀正しき人にて、終に表せし贈するに、表には贈居をいふ事をみず、書畫なと被見に、筥をもちて紙をはね、丁寧信謹如此人をみず、

一在勤中折々別段之賜あり、袖の内より賜し、有此功にと戲れ変りに賜ひける、その品々、按するに、品品是に略す、右の品々は別段恩賜と心得候なり、

一十七日之夜者、毎之如く夜食濟て、四ツ時過まても酒宴あり、醫師側向之者共へも肴なと賜り、例より一段機嫌も宜しく、四ツ時過る頃皆暇給りぬと、一右同夜者、館内市中もひつそりして始て寐たり、予も始て下宿し、食事畢りや〳〵暖氣を覺え、机により臥ともなく其まゝ寐たり、家僕等其上へ蚊帳をかけたるも、我はしらすに息ふ内、夜半頃か田邊兎毛玄關よりかけ込、殿様御生害と泣きさけひ、御存しなきやと後ろより呼立ぬ、たゝ忙然と夢さめて、不辨東西、うつゝにはせて行てみれは、居間の先、鎭守の手前、生垣の際に毛氈を敷、膝下一文字に薄く引、鍔元迄喉をさし通し、通れの御生害、最早魂氣も絶ぬれは、忠左衛門、幸八郎一同立合、御劒をは渡邊平藏拔取といへとも、固く握りて御指一本つゝ放して漸く拔く、血は流て下衣を染め、氈上に滿つ、跌座して生るか如し、可憐此日いか成日そ、天此英雄を惜まざる、御黒印御下知書共、高橋忠左衛門、木部幸八郎、上條德右衛門三人にて持參、於居間甲斐守へ相渡、薩州聞役上野善兵衛、甲斐守へ申立候、御出陣於有之は、按するに、松平圖書頭出陣をさす、御先手可相勤と申立候由、彌その通に候やと問合に付、左様には無之、日記面之通に而御供可仕とは不申聞候、却而歲屋敷無人用達帶刀之儀なと、強て相願候儀に御座候段相答、

一奉行病死後出精骨折相勤候に付、爲御褒美七十人扶持被下置候事、按するに、此月俸は松平圖書頭に賜りしなるへし、○長崎祕記、

文化五年八月、或風說書自注、此書は或家之長崎詰開役より之書狀なるへし、

一八月十七日御奉行所には、早速江戸御屆之宿次被差立、諸首尾相濟檢使兩人を被呼出、其方共儀、此節紅毛人取返し來候儀は、誠に勇々敷事に相見候、一旦被奪取候事は不意之儀に而、越度とも難被申、右樣嚴重之備有之異國船に、少人數に而再往差向ひ、無難に紅毛人取返し來候儀、具に及言上候間、必心得違等致間敷候段被申渡候由、其後者少し物靜に相成候に付、奮臣一兩人呼寄、今宵者餘り月も晴やかに候間、密に月見之酒宴可相催とて、暫物語なと有之、最早及深更候哉、可致休息旨被申付、引取候末四ツ半時頃、御奉行松平圖書頭殿被遂切腹候よし、至而悠々しき御生害にて被在候由之内沙汰に御座候、歲四十二歲之由に御座候、

一右御切腹有之候處、以前之不評判と引替、至而評判宜惜まぬ者は無御座候、其代り佐賀至而之不評判にて御座候、第一兩御番所御無人、次に深堀飛脚之儀に而散々惡說有之候、

右者、愛許風聞に而、疑と不取留儀も御座候得とも、各樣迄申上候間、其段御含可被下候、

同月廿七日、長崎出宿次書狀

一松平圖書頭殿御事、當月十八日之朝迄に異國船出帆之御用向御取調相濟、總體之始末言上、幷帆影見隱之注進、其外御屆書迄も御仕廻に而、大早宿次被差立候以後、御用之間も被入、御隱密之御用直筆に被認候と申事に而改服有之、暫何歟認物被致候故、近習小姓も例之詰所に相控候處、餘り長き認物故、禮を明け伺之處、被打倒候を引起し候得者、被致切腹最早絶命に而、療養も間に合不申、按するに、長崎祕記に據るに、生害ありしは十七日の夜中なり、下同し、然とも、表向病氣之筋に而段々手數有之、夫々より達事等相濟候上披露有之、今廿七日葬送有之候、尤切腹にて御斷被申上候儀、大意之趣意傳承候、

一旗合之節、紅毛人兩人奪取候を其儘渡し置、檢使一旦御役所より引取候事、甚柔弱之取扱仕候儀、日本

之恥辱に相成、畢竟家來臆病と申内、主人常々申付様不行届、今更公儀之御威光を穢し、無申譯奉恐入之趣一ヶ條、

一十五日之夜、端船に而異國人湊内迄乘入候儀者案外にて、專ら陸手之備のみ深く致貪着、沖より理不盡に右様之仕業可有之儀不心附、肥前兩御番所に而、萬一右等之儀有之候はゝ、防き留可申旨別段差圖も不相加、其儘差置候段、油斷之至りと申一ヶ條、

一十五日者晴夜にて、右異國人端船三艘兩御番所前罷通候儀、内實者肥前之番衆致見分居候得とも、畢竟詰之人數少く、遮而留候事不相調見流し候儀、全當年者紅毛船も不參候と心得、内々佐賀迄引取、漸兩御番所人數四五十人も相詰居候に付、所詮三艘を防留候儀不及手業と見逃候段、既□□と相顯れ候、御番所之儀御定法之人數も有之候處、肥前不埒と申内、奉行としては内々見聞之役儀も付置、内紛可致之處、右番所及空虛候儀、肥前之不調法とは乍申、奉行より内改も無之、肝要之圖を被外、今更不念之至と申一ヶ條、

一異國人より法外之横文字差出、不届至極に付、燒打之手當肥前筑前迄申渡候處、人數到着無之、不及是非、紅毛人より穩之取計相願候に任せ、無據薪水、米、野菜等相與へ、紅毛人よりも牛二疋幷ぶた等爲差遣、彼方より燒打等不仕候樣取鎭候儀、畢竟人數不足故、和平に取扱仕候段、不調法無申披次第と申一ヶ條、

一大村上總介今二時計も早く着仕候はゝ、申談御役所之人數幷地下役人共、又は諫早播磨人數取合候はゝ、兎哉角燒打可仕之處、肥前之人數間に合不申、上總介到着遲參にては無御座候得共、程延ひ異國船出帆仕候儀、殘念至極に奉存候、依之向後長崎奉行之儀は、折角大身御選み被仰付度と申一ヶ條、

右五箇條不調法之取扱、淺智に而萬端不行届儀とも、今更後悔に及候得とも、一身之恥辱者差置、此場に到り候而者、天下之御恥辱異國迄顯れ、無申譯仕合に御座候間、爲御斷切腹仕候段、御披露給度との趣之由、

八月十八日　　松平圖書頭

高作殿宛歟之樣承り候、（按するに、高木作左衛門の略書なり、）

右之通之事に而、今日大音寺迄葬送有之、痛わしき儀共にて、長崎中惜申候、曲淵殿にも御急き之樣、大早宿次被立候故、來月二日御着之筈に御座候、（視聽草、文化五年八月、或書狀）

御奉行樣にも、十八日夕御急病之由に御座候、只今旦那樣方日々御伺に御出被成候、實は御奉行樣御腹被遊候由、御痛はしき御儀恐入奉存候、此段極御内々申上候、誠に大騷動に御座候、（文化戊辰長崎異事錄、）

同月十八日、松平黑田、官兵衛か老臣黑田源左衛門、人數を率ゐて長崎に參着し、奉行所に出る、遠境速に着陣すといへとも、昨日異船も出帆により、人數引とるへき旨、奉行家人より達す、

文化五年八月

一十八日九ツ時頃、黑田官兵衛爲名代、家老黑田源左衛門諸役人同道、御役所に罷出申演候て、去る十五日異船入津人數可差出御達之趣、十六日相達、即刻人數相調へ、海陸とも八千餘人晝夜走せ付、只今到着仕候、然る處、於途中異船出帆人數不及參着段、是又承知仕候、依之陸地之人數は爲引取申候、舟路守衛之儀者、私是迄罷出候に付、此節之御機嫌相伺度、諸物頭とも召連罷出候段申聞候間、可申聞と申一先つ退き再罷出、遠境人數早速參着格別之儀に被存候、掛御目其段可得御意處、昨夕より積氣つよく平臥に付其儀無之、家來を以及挨拶候、別段御用筋も無之間、勝手次第御引取有之候樣にと申達す、

但、此源左衛門尋常ならぬ人品にて、威儀容貌不凡、兩手をつきおくわしく御挨拶と計にて、はらはらと落涙、此方之面色を見て諸事を察し、遺恨のやう子なり、何の交りもなしといへとも、誠に勇士の涙とや、豪氣滿腹面に溢る、于今其人忘れやらす、時々存し出して其容貌を思ふ、

右源左衛門九ツ時頃、軍船八十艘に將として、長さ七里幅三里之大江、船矢の如く一文字に走入、船路六十九里の間、十五日夕方の達なれは、夜をかけ十六日に承り候はん、其日人數揃へ、十七日晝夜一萬に近き人數海陸行軍、十八日午前には着岸、平日の心掛國法紀律、此源左衛門か方寸に有りと感歎不止、諫早豐前なと、今度の事承り候

と、佐賀之大手に而絕倒いたし候なと、定めて人口の事ならん、されとも病氣のよしにて長崎へは不來、長崎祕記、

文化五年八廿七日、長崎出或書狀

一艘前は御非番なからも御手當宜候哉、十八日に小早幷關船、又は荷方迄百二十艘程着船有之候間、せめての事に御座候、親聽草、

通航一覽卷之二百五十九　終

通航一覽卷之二百六十

諳厄利亞國部九

○狼藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年九月、曲淵甲斐守長崎に在勤して、去月諳厄利亞人狼藉の首尾を吟味す、よて阿蘭陀甲比丹より、蘭人ホウセマン、シキンムル等申口の書付を出す、親聽草に載通詞名村多吉郎書狀に、阿蘭陀甲比丹の橫文字和解を載すて、當時在勤の奉行諱なる事を記さゝれとも、前册圖書頭死去の條によるに、同人自盡のころより、甲斐守長崎に在勤なり、

文化五戊辰年九月廿一日、阿蘭陀通事名村多吉郎書狀之內、

エゲレス船ゟ、筆者阿蘭陀人共被引揚候節の儀、申上候橫文字和解

筆者阿蘭陀人兩人本船ゟ引揚候上にて、エゲレス船主鐵砲を持、筆者阿蘭陀人の胸に押當、阿蘭陀船二艘來津の樣子相尋候に付、入津無之段相答候處、端舟三艘に鐵砲石火矢等相備へ、一艘に五十人宛乘組、阿蘭陀船湊內に繫く船の有無相糺候爲潛入、又々本船ゟ漕戻し候、且又カピタンは、何故參り不申哉と相尋候に付、病氣の段相答候、將又本船乘組人數は三百五十人と承り申候、

右は、筆者阿蘭陀人エゲレス船に引揚候節、彼方より如何樣取扱候哉の段、八月十六日ホウセマン上陸仕候迄相尋候處、右の趣申出候に付、其節通詞衆ゟ物語仕候次第、書付を以奉申上候、

カピタン（ヘンデレキドウフ）

右の趣、カピタン橫文字書付を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰九月

茂傳之進　石橋助左衞門

申山作三郎　名村多吉郎

一筆者阿蘭陀人共、異國船より差返し候節の儀に付、御尋の段御答申上候橫文字和解、

八月十六日の夜、私共兩人エゲレス船より差返し候節、船主如何取扱候哉、其節の始末カピタンを以、被爲成御尋奉承知候、右者、其夜牛、野牛其外食物類ホウセマン附添、エゲレス船ゟ罷越、右品々持越候段船主ゟ申聞候處、水薪の儀相尋候に付、右は明朝被差越候旨相答候處、左候はゝ兩人も右品參り候迄は、本船ゟ留置可申旨申之候故、通詞衆よりも、右二品は、明早朝迄に無相違可差遣旨、堅く約束有之、扨今夕持越候品々可被請取迎相渡し候處、船中要用の品々被下置候御恩義を、奉感服候樣子にて、御奉行樣ゟ御禮申上、猶又カピタンゟも返禮として何そ差送り度申之候得共、其儀は御奉行所より御赦免無之ては、申請候儀難相成趣申答候處、私共ゟは酒食なと振舞叮嚀に致し候上にて、私共上陸致し候樣申聞候、既に通詞衆ゟも、右被下物等の御禮申候樣子に見請申候、扨食事相濟、私共本船より下り候節は、階子の際迄皆々送り出、懇に別れをなし、猶又送り物の禮謝再應申聞、私共船中にて相用候樣にとて、酒二フラスコ幷コップ一つ、外にビスコイト（自注、麥粉にて製候食物に御座候）一包差送申候、

筆者頭　デルクホウセマン

筆者　ゲルリットシキンムル

右の通、兩人の者共申出候に付、以書付奉申上候、

カピタン（ヘンデレキドウフ）

右の趣、カピタン橫文字書付を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、